

山口市上下水道事業入札参加資格者に係る指名停止等措置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山口市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が締結する契約の適正な執行を確保するため、有資格業者の指名停止等の措置について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理者契約 管理者が締結する全ての契約をいう。
- (2) 有資格業者 山口市の競争入札参加資格を有する業者をいう。
- (3) 建設工事等 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事並びに測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタントに関する業務をいう。
- (4) 管理者工事 管理者が発注する建設工事等及び発注した建設工事等をいう。
- (5) 一般工事 管理者工事以外の建設工事等をいう。
- (6) 代表役員等 有資格業者である個人又は法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。)をいう。
- (7) 一般役員等 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所(常時、請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で前号に掲げる以外のものをいう。
- (8) 使用人 有資格業者の使用人で前号に掲げるもの以外のものをいう。

(指名停止)

第3条 管理者は、有資格業者が管理者契約において別表の各号(以下「別表各号」という。)に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。これ以外の場合は、管理者が情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行うものとする。ただし、山口市長(以下「市長」という。)が指名停止を行った場合は、この処置に準じるものとし、管理者の指名停止は要しない。

2 市長又は管理者が指名停止を行ったときは、管理者契約のための指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第4条 管理者は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 管理者は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員(明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 管理者は、前条第1項又は第2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止期間の特例)

第5条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍の期間とする。ただし、当初の指名停止の期間が1カ月に満たないときはこの限りではない。

(1) 別表各号の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後1カ年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第12号から第27号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3カ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第12号から第27号までの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)

3 管理者は、有資格業者について情状酌量すべき特別の理由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1の期間(第6条第1号に該当する場合にあっては、別表第15号、第16号、第18号及び第19号に定める短期を限度とする。)まで短縮することができる。

4 管理者は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間

を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 管理者は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 管理者は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第6条 管理者は、第3条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合（前条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とするものとする。

(1) 談合情報を得た場合、又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第15号、第16号、第18号及び第19号に該当したときは、それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間（代表役員等及び一般役員等の関与が明らかである場合に限る。）又は1.5倍の期間

(2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなった場合で、当該関与行為に関し、別表第15号、第16号又は第17号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（前号の規定に該当することとなった場合は除く。）は、それぞれ当該各号に定める短期に1カ月加算した期間

(3) 山口市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項。以下同じ。）又は談合（同条第2項。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第18号、第19号、又は第20号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号の規定に該当することとなった場合は除く。）は、それぞ

れ当該各号に定める短期に1カ月加算した期間

(指名停止事案の発生報告)

第7条 管理者契約を主管する所属の長(以下「所属長」という。)は、有資格業者が別表各号に定める措置要件に該当すると認めるときは、様式第1号により市長(契約監理課)及び管理者に報告するものとする。

(指名停止の通知)

第8条 管理者は、第3条若しくは第4条の規定により指名停止を行い、第5条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第5条第6項の規定により指名停止を解除したときは、様式第2号、様式第3号又は様式第4号により、当該有資格業者に対して遅滞なく通知するものとする。ただし、管理者が通知する必要がないと認める相当の理由があるときは、通知を省略することができる。

2 管理者は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が管理者契約に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第9条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない理由があり、あらかじめ管理者の承認を受けたときはこの限りではない。

(下請等の禁止)

第10条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者が当該契約担当者の所管する契約の全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第11条 管理者は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(その他)

第12条 この要領に定めのない事由について必要がある場合には、管理者が別に定める。

2 指名停止を行った場合は、様式第5号により公表するものとする。

附 則

この要領は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 ただし、指名停止の措置要件に該当する事由が、平成28年3月31日以前に生じたものについては、なお、従前の例による。

附 則

この要領は、平成31年4月30日から施行する。